

## ○情報公開に係る手数料等を定める規程

〔平成20年10月1日〕

〔総務規程第16号〕

（目的）

第1条 この規程は、情報公開規程（平成20年総務規程第14号。以下「規程」という。）に基づき輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が徴収する手数料の額、手数料の徴収の方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

（手数料の徴収方法）

第2条 規程第15条第1項の規定に基づき定める開示の求めに係る手数料又は開示の実施に係る手数料の徴収の方法は、次のいずれかの方法によるものとする。なお、現金の受領については、経理規程（平成20年会計規程第1号）に基づき出納事務担当者が行う。

- （1） 総務部総務課において現金により徴収する方法
- （2） 総務部総務課に現金を送付してもらうことにより徴収する方法
- （3） 会社が別途通知する銀行指定口座に振込を行ってもらうことにより徴収する方法

2 写しの送付の方法による法人文書の開示を実施する場合における送付に要する費用の徴収の方法は、次のいずれかの方法によるものとする。なお、現金の受領については、経理規程に基づき出納事務担当者が行う。

- （1） 料金着払で徴収する方法
- （2） 総務部総務課において現金又は郵便切手により徴収する方法
- （3） 総務部総務課に現金又は郵便切手を送付してもらうことにより徴収する方法
- （4） 会社が別途通知する銀行指定口座に振込を行ってもらうことにより徴収する方法

（手数料等の額）

第3条 規程第15条第2項の規定に基づき定める開示の求めに係る手数料及び開示の実施に係る手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示の求めに係る手数料 開示の求めに係る法人文書1件につき300円

(2) 開示の実施に係る手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。)。ただし、基本額(更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示の求めを行う者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を1の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書きの規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 1の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書(その他)

第4条 この規程の改廃は、「規程管理規程」(平成20年総務規程第13号)の定める手続きに従い行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

情報公開に係る手数料等を定める規程

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示の実施に係る手数料の額
1 文書又は図画(2の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙1枚につき10円(日本工業規格A列2番については40円、日本工業規格A列1番については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙1枚につき20円(日本工業規格A列2番については140円、日本工業規格A列1番については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚つき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下5の項において同じ。)に複写したものの交付	1枚につき30円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

情報公開に係る手数料等を定める規程

	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下5の項において同じ。）に複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
3 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき430円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき580円
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円

情報公開に係る手数料等を定める規程

	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき30円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項八若しくは二、5の項八若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		